

令和6年4月1日から

36協定届の様式が改正されます！

令和6年4月1日から、自動車運転者にも時間外労働・休日労働の上限規制が適用されるに伴い、36協定届の様式が改正されます。

36協定の対象労働者によって使用する様式が異なりますので、下記の図をご確認ください。

36協定の対象労働者に

▶ 自動車運転者が含まれている場合

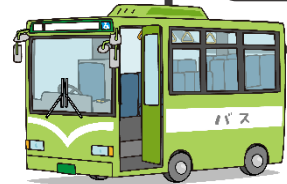


特別条項なし

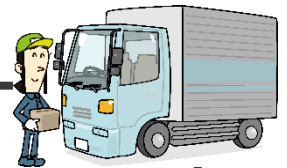
特別条項あり

様式第9号の3の4

様式第9号の3の5



▶ 自動車運転者が含まれていない場合



特別条項なし

特別条項あり

様式第9号

様式第9号の2

詳しくは、岡山労働局監督課（086-225-2015）、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください

新しい36協定届の様式は、厚生労働省HPからダウンロードできます！



自動車運転者 36協定 様式 検索

(厚生労働省HP：主要様式ダウンロードコーナーへ)

時間外労働及び休日労働の限度時間等 (自動車運転者)



▶【限度時間】

1か月	1年
45時間 (42時間)	360時間 (320時間)

() は3か月を超える対象期間を定める1年単位の变形労働時間制を採用している場合の限度時間。

▶【特別条項で定めることができる時間】

1か月	1年
—	960時間

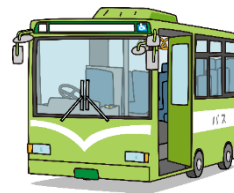
▶ 自動車運転者については「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」にもご留意ください。



【改善基準のポイントはこちら】



【改善基準のポイントはこちら】



【改善基準のポイントはこちら】



各改善基準のポイントには、36協定届の記載例が掲載されていますので、あわせてご確認ください。

厚生労働省では、「自動車運転者の長時間労働削減のためのポータルサイト」を作成し、長時間労働の改善に向けた取り組み等、さまざまな情報を掲載しています。



自動車運転者 ポータルサイト

検索